

公 告

備品購入（ZOLL X Series 除細動器）について

大隅肝属地区消防組合（以下「組合」という。）が発注する備品購入（ZOLL X Series 除細動器）に関し、下記のとおり一般競争入札に付しますので、大隅肝属地区消防組合契約規則（平成 25 年規則第 2 号）第 2 条の規定に基づき公告する。

令和 8 年 9 月 3 日

大隅肝属地区消防組合
管 理 者 郷 原 拓 男

記

1 入札に付する事項

- (1) 件 名 備品購入（ZOLL X Series 除細動器）
- (2) 内 容 仕様書のとおり（大隅肝属地区消防組合ホームページ掲載）
- (3) 納 入 場 所 大隅肝属地区消防組合 消防本部
- (4) 納 入 期 限 令和 9 年 2 月 26 日（金）

2 入札参加資格の要件

入札に参加することができる者は、次に掲げる資格要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「令」という。）第 167 条の 4 第 1 項各号の規定に該当しない者であること。
- (2) 令第 167 条の 4 第 2 項各号に規定する事実があったと認められる者にあつては、その事実があった後 3 年が経過していること。
- (3) この公告の日から落札決定の日までの間において、本組合及び組合を構成する市町（鹿屋市、東串良町、錦江町、南大隅町、肝付町）から指名停止に関する規定に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 構成市町内（鹿屋市、東串良町、錦江町、南大隅町、肝付町）のいずれか、又は本組合で競争入札参加資格を有する事業者であること。
- (5) 次のアからケまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又は、その支店等若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が、暴力団員であると認められる法人又は個人

エ 暴力団又は暴力団員が、その経営に実質的に関与している法人又は個人

オ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している法人又は個人

カ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人又は個人

キ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している法人又

は個人

ク 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している法人又は個人

ケ アからクまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする法人又は個人

(6) 納期の到来している市区町村税並びに消費税及び地方消費税を完納していること。

(7) この契約を的確に履行できる経営の規模及び状況にあると認められること。

3 入札参加資格審査の申請の方法及び時期等

(1) 申請の方法

入札参加申込書に必要事項を記入し、所定の期限までに、直接又は郵便により提出するものとする。

(2) 受付期間 令和8年9月3日(木)から令和8年9月18日(金)まで
午前8時30分から午後5時まで

(3) 受付場所

〒893-0015 鹿屋市新川町 800 番地

大隅肝属地区消防組合 総務課 契約財産係

※郵送の場合は、(2)の提出期限必着とします。

※電話、FAX及びインターネットによる申込みは認めません。

(4) 入札参加に係る結果通知

令和8年9月24日(木)に入札参加資格確認通知書をメールにより通知する。

(5) 入札参加資格の有効期限

入札参加資格を取得した日から入札日までとする。

4 質疑応答

本入札に対する質問は、質問書によりメール又はFAXで行うものとする。

(1) 受付場所

前記3の(3)に同じ FAX : 0994-40-0201 若しくは 0994-40-3878
e-mail : keizai@fd-kimotsuki.jp

(2) 受付及び回答期間

ア 入札参加資格に関すること。

質問受付 令和8年9月18日(金) 午後3時まで

質問回答 令和8年9月25日(金)

イ 仕様書等に関すること。

アと同じ

回答については、組合のホームページにおいて掲載する。上記日程は、最終回答期限を示します。

5 入札の日時及び場所 令和8年9月29日(火) 11時から 鹿屋市新川町 800 番地 大隅肝属地区消防組合 多目的研修棟(2階)

※入札を辞退する場合は、入札日の前日まで(必着)に入札辞退届を直接又は郵送にて提出すること。

6 入札保証金

入札保証金は、大隅肝属地区消防組合契約規則第6条第3号の規定により免除する。

7 最低制限価格

無

8 入札の無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者のした入札
- (2) 2 以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札
- (3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
- (4) 入札金額以外の記載事項が押印を付さずに加除訂正されている入札書による入札
- (5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記入した入札書による入札
- (6) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

9 入札記載金額

入札に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（その金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税対象事業者であるか免税事業者であるかを問わず見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

10 落札者の決定

最低制限価格及び予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

11 契約保証金

契約金額の 100 分の 10 以上。ただし、大隅肝属地区消防組合契約規則第 35 条各号のいずれかに該当する場合は免除とする。

12 契約書の案の提出

落札者は、落札の通知を受けた日から 7 日以内に契約書の案並びに消費税及び地方消費税に係る課税事業者又は免税事業者である旨の届出書を提出しなければならない。なお、期間が経過した場合は、落札者が契約の締結をしない旨を申し出たものとみなす。

13 代理入札

代理人による入札をしようとするときは、入札前に代理委任状を提出すること。

14 異議申立て等の禁止

入札参加者又はその代理人は、落札者決定後、公告文、仕様書、契約書（案）等についての不明確を理由として異議申立てを行うことはできません。

15 その他

入札参加者は、本公告、仕様書等を熟読の上、入札をしなければならない。

【問合せ先】 大隅肝属地区消防組合 総務課 契約財産係 （電話）0994-52-1191